

審議案件に関する概要

令和6年7月3日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	令和5年（2023年）12月20日
担当部署	釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	ツルハドラッグ釧路豊川店 釧路市豊川町20-2、20-5、20-6	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩 札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	
(3)新設日	令和6年（2024年）8月21日	
(4)店舗面積の合計	1,163㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	38台
	駐輪場の収容台数	20台
	荷さばき施設の面積	40㎡
	廃棄物保管施設の容量	8㎡
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時00分～午後9時50分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分～午後10時00分
	駐車場の出入口数	3箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3. 審査事項

(1)駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数＝38
	従業員駐車場等の整備	店舗敷地内に従業員用及び冬季雪堆積場を整備する。
	駐輪場の整備	20台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式
	搬入車両等の誘導	各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮する。 一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮する。
	歩行者の安全対策	駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設け、ドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 来店車両に対し、各出入口に看板を設置、注意喚起をし、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。
交通整理員の配置	開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し、円滑な交通誘導と安全対策に努める。なお、配置場所については、時	

		間帯、混雑時に応じて臨機に対応する。				
	除排雪による堆積方法	<p>除排雪業者と契約し、降雪10cm以上で出動し店舗開店前までに終了させます。</p> <p>なお、堆積場の雪は適時排出し、来客用駐車台数の確保に努める。また、公道に堆積した雪で出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努める。</p>				
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55dB	37dB	○	
		2	55dB	40dB	○	
		3	55dB	45dB	○	
		4	55dB	47dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45dB	13dB	○	
		2	45dB	22dB	○	
		3	45dB	32dB	○	
		4	45dB	26dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	冷凍機①	40dB	37dB	○
		A2	排気①②	40dB	40dB	○
		a3	排気③	40dB	28dB	○
	騒音問題の一般的対策	<p>店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング停止等を行うよう指導する。</p> <p>来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。</p> <p>豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後10時から午前6時まで）は行わない。</p>				
	荷さばき作業等の対策	<p>計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。</p> <p>搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。</p>				
	付帯設備・施設等の対策	<p>室外機は低騒音型の機種を選び、騒音の軽減に配慮する。</p>				
	青少年等の蟻集等の対策	<p>営業終了後に駐車場の全ての出入口をチェーン等で閉鎖し、青少年の蟻集による騒音防止対策を講じる。</p>				
	その他の対応方策	<p>生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じます。</p> <p>住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応を図ります。</p>				
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量5.394㎡ ≤ 設置容量7.92㎡				
	保管場所の位置、構造等	<p>廃棄物保管施設は屋内密閉型で、廃棄物が飛散することはありません。</p>				
	運搬・処理対策	<p>廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。</p> <p>法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約時に指示する。</p> <p>設置容量は、指針による容量を十分に上</p>				

		<p>回っており不足することはありません。</p> <p>古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。</p> <p>当該施設では調理等を行わないので調理臭は発生しません。</p> <p>在庫管理を徹底し食品ロスにならないよう努めます。まれに食品の廃棄も想定されますが、商品はパッケージ包装されているため、悪臭は発生しません。</p> <p>生活環境問題を発生させるおそれがある場合、小売店舗の責任者が適正な対応策を講じます。</p>
	減量化、リサイクル等	
	調理臭、悪臭の飛散防止	
	その他の対応方策	
(4)街並みづくり等への配慮		<p>屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。</p> <p>当該店舗が立地する地域において町並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図ります。</p>
(5)防災対策への配慮		<p>地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行います。</p>
(6)防犯対策への配慮		<p>閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図ります。</p> <p>自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。</p> <p>所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。</p>
(7)その他の地域貢献活動の取組内容		<p>各市町の社会福祉協議会へ車椅子の寄贈や、店頭での募金活動等を行う。</p> <p>上記の(4)、(5)、(6)に記載しているとおり、積極的に地域貢献活動を取り組むよう努力する。</p>
(8)関係行政機関との協議状況		
	公安委員会	
	北海道釧路方面 釧路警察署 交通第一課企画・規制係	<p>令和5年12月7日</p> <p>〈協議内容〉</p> <p>届出概要と道道側出入口①についての道路管理者との協議内容を説明。</p> <p>以下の指導事項あり</p> <p>道道側出入口については、バスベイを避けると設置場所が難しく、既存切下げがあるこの場所しかないと考えるため、計画を了承する。</p> <p>但し、中央分離帯あることによる、出入口①からの出庫車両の逆走や危険なUターン防止策として、左折出庫誘導サインと一時停止サインを設置すること。</p> <p>→上記指導内容を承知した。</p>
	北海道警察本部 交通規制課	<p>令和5年12月12日</p> <p>〈協議内容〉</p>

	<p>届出概要と所轄警察署及び道の協議内容を説明。</p> <p>以下の指導事項あり</p> <p>①バスベイ内に新たに出入口を設置することは原則禁止する。 バスベイは、交通量が多い路線で、安全確保のために整備されている。 現在、路線バスの運行はないようだが、今後コミュニティバスや、何かしらの公共交通の計画が浮上した際、既存のバスベイを利用することとなる。 よって、危険防止対策として、バスベイ内の減速車線、加速車線を含め来店車両の出入りは、原則認めない。</p> <p>②本件届出入口①は、バスベイを避けて、既存の切り下げを利用することとなっているため了承する。 但し、将来何かしらの道路整備があり、仮にバスベイがなくなる場合は、出入口①は交差点から離れた位置（西側）に設置するよう検討してほしい。</p> <p>③所轄の指摘通り、出入口①には、逆走及びUターン防止策として、路面にも左折誘導の矢印を標記すること。</p> <p>→上記①②③指導内容を承知した</p>
<p>道路管理者</p> <p>釧路総合振興局 釧路建設管理部 事業室事業課 施設保全室</p>	<p>令和5年11月10日 〈協議内容〉 道道113号雄鉄線沿いに出入口を2カ所設置したい旨を説明。 以下の回答あり 本来であれば、バス停車帯やガードパイプに干渉する形で出入口を設置することは不可だが、釧路バスと阿寒バスに確認したところ、現在使用していない路線とのこと。ただ、将来使用する可能性がないわけではないので、極力影響がない形での設置が理想。個人で判断できることではないので、道道に2箇所出入口を設置する必要性を記述したうえで道路工事施工承認申請をすること。申請を受けてから状況を判断して可否を決定するので、現時点での判断はできない。出入口1箇所として、既存の切り下げをそのまま使用するのであれば問題なく、協議は不要とする。 →道路工事施工承認申請をして判断待っているは大店法の申請が遅れてオープン予定に影響が出るので、既存の切り下げをそのまま使用した1箇所の出入口での計画とした。</p>
<p>釧路市都市整備部</p>	<p>令和5年12月7日</p>

道路河川課	<p>〈協議内容〉 市道側出入口②及び③の位置について相談する。</p> <p>以下の回答あり</p> <p>①出入口③が面する「市道愛国南23号2線」は、路肩が砂利となっているため、その部分を舗装する場合は、事前に道路占有第32条申請を行うこと</p> <p>②「市道愛国南23号線」の出入口②については、広い幅で既存切下げが存在しており、そのもも利用しても構わない。使用しない部分に関しては切り上げ工事を行ってほしい。</p> <p>→上記①、②については設計者に伝え対応する。</p>
地元市町村	
釧路市産業振興部 商業労政課	<p>令和5年12月7日 〈協議内容〉 届出書案の概要を説明したところ、庁内意見の聴取などを手続きに則って、進めてゆきますとのこと。</p>
釧路市市民環境部 環境保全課	<p>令和5年12月7日 〈協議内容〉 届出書案の騒音環境について説明する。</p> <p>以下の回答あり</p> <p>①騒音評価数値には問題がないようだが周辺住民より苦情があった場合は対応してほしい。</p> <p>②設備機器が特定施設に該当する場合は事前に届出が必要。</p> <p>③工事着手前には、周辺住宅への周知をってほしい。</p> <p>→上記①について、承知した。 上記②について、特定施設に該当する器はなし。 上記③について、工事業者へ伝え対応する。</p>
釧路市市民環境部 環境事業課	<p>令和5年12月7日 〈協議内容〉 届出書案の廃棄物環境について説明。</p> <p>以下の回答あり</p> <p>①廃棄物の収集・処理に関しては、市が許可した事業者へ依頼すること。</p> <p>②ゴミの減量化やリサイクル等は積極的に実施してほしい。</p> <p>→上記①、②について承知した</p>
釧路市市民環境部	令和5年12月7日

	市民生活課	<p>〈協議内容〉 届出書案の概要を説明したところ、手続きに則って進めていきます。不明な点があれば連絡するとのこと。</p>
	釧路市住宅部 都市計画課	<p>令和5年12月7日 〈協議内容〉 施設配置図を提示して確認。 以下の回答あり ①用途地域、住所等に問題なし ②解体者と新築者が同一の場合、開発行為に該当する可能性があり届出が必要 →上記②について、解体は地権者側、新築物は設置者側で行うことを確認した</p>
	釧路市教育委員会 学校教育部教育支援課	<p>令和5年12月7日 〈協議内容〉 届出書案を説明して学区と通学を確認 以下の回答あり 当該エリアは、愛国小学校、景雲中学校の学区内で、特に景雲中学校は直近に位置しており道路は通学路となっている。工事着手前には両校へ着工日等の連絡を入れ周知してほしい。 また、教育委員会にも同じ内容の連絡をくれたら、学校へ周知する。 →道道側の通学路に対しては、「通学路学童注意」「一時停止」のサインを予定。 また工事業者が確定したら学校への周知について対応していただくこととした。</p>
4. 意見		
(1)市町村の意見		意見有（令和6年（2024年）4月30日付け釧商第54号）
(2)住民等の意見		無し
5. 道（釧路総合振興局連絡調整会議）の意見案		
特になし		